

長崎市の人権啓発活動

人権啓発に
関する
講演会や
講座の実施



人権の花運動
などの
人権擁護委員
活動の支援



人権啓発に
関する資料の
作成・配布



人権啓発
パネル等の
展示

人権が侵害されたと思ったら…
一人で悩まず相談しましょう

【人権問題に関する相談】

みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン

☎ 0570-070-810

こどもの人権110番

☎ 0120-007-110 (フリーダイヤル)

※いずれも受付時間は 平日8:30~17:15

お問い合わせ 長崎地方法務局人権擁護課

☎ 095-820-5982

【夫婦問題、DV、セクハラに関する相談】

アマランス相談(配偶者暴力相談支援センター)

☎ 095-826-4417

一般相談

※予約優先

毎日 10:00~12:00 / 13:00~16:00

水曜夜間電話相談

(祝日を除く) ※予約優先

水曜日 18:00~20:00

心の健康相談

※予約優先

月2回 13:00~16:00

法律相談

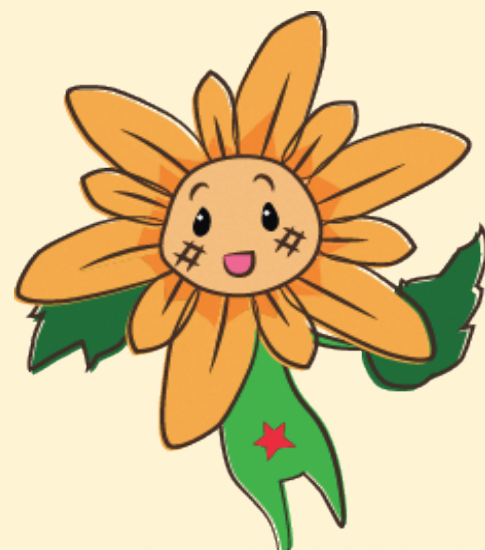
(祝日を除く)

※一般相談後、要予約

金曜日 13:00~16:00

※いずれも年末年始を除く

誰もが自分らしく
輝ける社会を
目指して



長崎市人権イメージキャラクター ヒマワリさん

長崎市

印刷 令和7年3月

編集・発行 長崎市市民生活部人権男女共同参画室

電話 095-826-0026

E-mail jinkendanjo@city.nagasaki.lg.jp

印刷業者 社会福祉法人 恵風会

※この冊子は障害者の自立支援のため、障害者支援施設等に
発注して作成しました。

あなたの気になる話題はどれ？ 人権ニュース！

誰もが自分らしく輝ける社会を目指して、
「私たちにできること」を考えてみませんか？

長崎市パートナーシップ宣誓制度 開始から5年！

性的少数者の方々の生きづらさを解消する取
組みの「長崎市パートナーシップ宣誓制度」
が、令和6年(2024年)に開始から5年を迎
えました。あなたは「性的少数者」について、
どれくらいご存知ですか？

詳しくは、**性的少数者について** をチェック！

合理的配慮の提供「義務化」

障害者差別解消法が改正され、令和6年
(2024年)4月から事業者による障害のある人
への合理的配慮の提供が義務化されました。

詳しくは、**合理的配慮とは？** をチェック！

「児童の権利に関する条約」 批准30年

子どもの基本的人権を尊重することを定めた
「児童の権利に関する条約」の批准から、令和
6年(2024年)で30年。この条約は、すべての
子どもの権利を尊重し、その健やかな成長や
幸せを保障するために定められたものです。日本
でも、「児童虐待」や「いじめ」など、様々な
人権問題が起っています。

詳しくは、**子どもの人権について** をチェック！

性的少数者について

性的少数者のかたがいることを想定した聞き方とは？

Q 大学で知り合った友人のAさんに、
「**彼氏(彼女)はいるの？**」と聞いたと
ころ、Aさんは黙り込んでしまいました。
さて、この場合、どのように聞けば
よかったでしょうか。



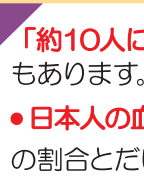
A 「**恋人はいるの？**」
「**パートナーはいるの？**」
性別を決めつけない呼び方へ

もしその友人が LGBT※の当事者だったらどう思うでしょうか。「彼氏」、「彼女」という聞き方が、相手を傷つ
けているかもしれませんので、性別を決めつけない呼び方を使うとよいでしょう。

L: レズビアン (女性に恋愛感情を抱く女性) B: バイセクシュアル (男女両方に恋愛感情を抱く人)
G: ゲイ (男性に恋愛感情を抱く男性) T: トランスジェンダー (出生時に割り当てられた性に違和感を持つ人)
Q+: クエスチョニングなど (自分の性的指向や性自認がわからない、はっきりしていない人など)
他にもさまざまなセクシュアリティがあり、そのあり方は多種多様です。



Q 性的少数者
の方って、
どれくらい
いるの？



A 「**約10人に1人**」は性的少数者であるという民間の調査結果
もあります。これは
● **日本人の血液型のAB型** ● **左利きのかた**
の割合とだいたい同じくらいともいわれています。

性的少数者の抱える生きづらさについて

当事者は自身の性的指向や性自認に気づき、悩
んでいたり、日常で様々な生きづらさを抱えて
いたりします。セクシュアリティを知られる恐
怖から、打ち明ける(カミングアウトする)こ
とができないかたも多いようです。



・就職活動の際、
性的指向や性自認を
カミングアウトしたと
ころ、面接を打ち切
られた。

・他の人に身体を
見られるのが心配
で学校の更衣室やトイレ
が使いづらい。

私たちにできることは？

多様な性があること、性的少数者のことを正しく理解する
ために、まずは知ることが大切です。自分の身近に当事者
がいるかもしれないと考え、困りごとがないか、決めつけ
ていることはないかなどを意識してみましょう。

長崎市パートナーシップ宣誓制度に
ついては、こちらをチェック！



合理的配慮とは？

こんな時、あなたならどうしますか？

あなたはある人気レストランの店員です。今日もランチタイムは入店待ちの列ができています。その時、視覚障害のあるAさんが来店しました。Aさんは列の最後尾がどこか分からず困っています。



「視覚障害」がバリアとなる事例です。障害のあるかたから「社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としている」という意思が示されたとき、負担が重すぎない範囲で対応することを「**合理的配慮の提供**」といいます。



この事例は、店員がAさんの順番を把握しておき、順番が来るまで列とは別のところで待てるようにすることで解決できます。また、合理的配慮の提供にあたっては、**事業者と当事者との間で「対話」をして、共に解決策を探すことが大切です。**※

※「**建設的対話**」というよ。

4つのバリア(障壁)を知ろう

障害のあるかたが直面するバリアは、大きく分けて4つ存在します。

①物理的なバリア

公共交通機関、道路、建物などで、利用者に移動面で困難をもたらすバリア。例えば、路上の放置自転車、車イスのかたが座ったままでは届かない位置にあるものなど。

【合理的配慮の例】

駐車場から店舗までの通路の点字ブロック上に自転車が置かれており、視覚障害のあるかたが立ち往生していたため、店舗まで店員が案内するとともに、点字ブロック上の自転車を移動した。

②制度的なバリア

社会のルール、制度によって、障害のあるかたが能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリア。例えば、学校の入試や資格試験などで、障害があることを理由に受験や免許などの付与を制限するなど。

【合理的配慮の例】

筋緊張のために手や指の動作が不自由で、「筆記」が困難な生徒に対し、本人とも相談のうえ、パソコンを使った解答を認めた。

③意識上のバリア

周囲からの心ない言葉、偏見や差別、無関心など、障害のある人を受け入れないバリア。例えば、障害がある人に対する無理解、奇異な目で見たりかわいそうな存在だと決めつけたりすることなど。

【合理的配慮の例】

職場の同僚が、障害のあるかたとの接し方が分からず、お互い話しかけづらい雰囲気になってしまったときに、本人の希望を踏まえて、障害の内容や必要な配慮などについて職場で説明を行った。

④文化・情報面でのバリア

情報の伝え方が不十分なために、必要な情報が平等に得られないバリア。例えば、視覚に頼ったタッチパネル式のみでの操作盤、音声のみによるアナウンスなど。

【合理的配慮の例】

イベントの開催にあたり、聴覚に障害のあるかたも参加できるように、手話通訳者を配置した。

バリアフリーに関するシンボルマークを知ろう

バリアフリーに関するシンボルマークをご存知ですか？外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としているかたが、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

ハート・プラスマーク

身体の内部に障害があることを示すマークです。



ヘルプマーク



外見から分からなくても、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

※出典：政府広報オンライン
「知っていますか？街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」」
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>

私たちにできることは？

「合理的配慮」の考え方を知り、周りに困っているかたがいた時に、「自分にできることはないか」と考えてみてください。あなたのその心が誰かを救うかもしれません。障害のあるかたが、ないかたと同じように自分らしく輝ける社会を実現するために、思いやりの心を持ち、共に生活していきましょう。

子どもの人権について

児童の権利に関する条約の4つの原則

児童の権利に関する条約の定める基本的な考え方は「4つの原則」と呼ばれています。

差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

児童の権利に関する条約は、子どもが守られる対象であるだけでなく、**権利をもつ主体**であることを明確にしているよ。



※出典：公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利条約の考え方」
<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>

子どもの人権を脅かす事例

顔に、誰かから殴られてできたようなアザや、やけどの跡があります。



虐待の可能性が考えられます。

例のように、子どもの異変に周囲のかたが気付いたら、すぐに「虐待通告」を行ってください。

子どもに対して不満や悩みがあり、それを解決するために取った行動が「虐待」にあたる可能性があります。しかし、虐待は決してあってはなりません。子どものことで悩み等がある場合は、周囲のかたや関係機関等へ相談しましょう。

虐待に関する相談先

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」
※近くの児童相談所につながります。

最近表情が暗く、会話も少なくなりました。また、学校にも行きたがりません。



いじめの可能性が考えられます。

両親や周囲のかたは、子どもの様子が少しでもおかしいと感じたら、まずは親身になって話を聞いてあげてください。そして「子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考え、その後の行動につなげていくことが大切です。

【どうしても打ち明けることができないかた】

親や親しい人にも打ち明けることができないと悩んでいたら、法務省などの機関で、匿名での相談を受け付けています。1人で悩まず、相談してみませんか？

いじめ等に関する相談先

こどもの人権 110 番
(全国共通フリーダイヤル 0120-007-110)
いじめ、虐待など、こどもの人権問題に関する専用相談電話です。こどもの保護者など大人が利用することもできます。



子供の
SOSの
相談窓口



LINE
じんけん
相談

私たちにできることは？

すべての子どもが「自分らしく」輝ける社会を実現するために、まずは子どもの話に耳を傾け、意見を尊重しましょう。「どうせ子どもだから」と相手にしないのではなく、子どもも「権利をもつ主体である」ということを意識して、何事も自身の価値観を押しつけることなく、一緒に考えていくことが大切です。

「児童虐待」の種類

児童相談所における虐待相談の内容別件数

ネグレクト
こどもの養育を放棄する
16.2%

身体的虐待
殴る、蹴るなどの暴行を加える
23.0%

性的虐待
わいせつな行為を行う
1.1%

心理的虐待
言葉や態度でこどもの心を傷つける
59.6%

※出典：こども家庭庁「令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数」